様式第８号（第５条関係）

令和7年4月15日

滋賀県議会議長　様

氏　名　　田中松太郎

令和　　6年度政務活動費に係る収支報告について

滋賀県政務活動費の交付に関する条例第10条第１項（第３項）に基づき、別紙のとおり令和　　6年度政務活動費収支報告書を提出します。

別紙

令和　6年度政務活動費収支報告書

氏　名　　田中松太郎

1 収　入

政務活動費　2,400,000円（利息　0　円含む）

2 支　出

（単位：円）

経　費	支出額	備　考
調査研究費	円	
研修費	円	
広聴広報費	1,128,695円	
要請陳情等活動費	円	
会議費	円	
資料作成費	円	
資料購入費	59,304円	
事務所費	660,000円	
事務費	円	
人件費	600,000円	
合計	2,447,999円	

3 残　余

0　円

（参考様式４）

会 計 帳 簿

収 入 内 訳	
交付金計	2,400,000 円
利　　息	0 円
合　　計	2,400,000 円

支 出 内 訳	
調査研究費	0 円
研修費	0 円
広聴広報費	1,128,695 円
要請陳情等活動費	0 円
会議費	0 円
資料作成費	0 円
資料購入費	59,304 円
事務所費	660,000 円
事務費	0 円
人件費	600,000 円
合　　計	2,447,999 円

残　　余	0 円

（別紙）

支出内訳書

経　　費	調査研究費・研修費・広聴広報費・製請政情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

整理番号	支出年月日	支出金額	摘要
C01	R6. 4. 30	15,000円	ホームページ維持管理費（令和6年4月分）
C02	R6. 5. 31	15,000円	ホームページ維持管理費（令和6年5月分）
C03	R6. 6. 28	15,000円	ホームページ維持管理費（令和6年6月分）
C04	R6. 7. 31	16,000円	ホームページ維持管理費（令和6年7月分）
C05	R6. 8. 30	15,000円	ホームページ維持管理費（令和6年8月分）
C06	R6. 9. 30	15,000円	ホームページ維持管理費（令和6年9月分）
C07	R6. 10. 31	15,000円	ホームページ維持管理費（令和6年10月分）
C08	R6. 11. 29	15,000円	ホームページ維持管理費（令和6年11月分）
C09	R6. 12. 27	15,000円	ホームページ維持管理費（令和6年12月分）
C10	R7. 1. 31	15,000円	ホームページ維持管理費（令和7年1月分）
C11	R7. 2. 28	15,000円	ホームページ維持管理費（令和7年2月分）
C12	R7. 3. 31	15,000円	ホームページ維持管理費（令和7年3月分）
KR01	R6. 9. 27	300,278円	県政レポートVol. 37
KR02	R6. 12. 27	150,139円	県政レポートVol. 38
KR03	R7. 3. 28	300,278円	県政レポートVol. 39
Y01	R6. 4. 30	16,500円	SNS動画制作費（令和6年4月分）
Y02	R6. 5. 31	16,500円	SNS動画制作費（令和6年5月分）
Y03	R6. 6. 30	16,500円	SNS動画制作費（令和6年6月分）
Y04	R6. 7. 31	16,500円	SNS動画制作費（令和6年7月分）
Y05	R6. 8. 31	16,500円	SNS動画制作費（令和6年8月分）
Y06	R6. 9. 30	16,500円	SNS動画制作費（令和6年9月分）
Y07	R6. 10. 31	16,500円	SNS動画制作費（令和6年10月分）
Y08	R6. 11. 30	16,500円	SNS動画制作費（令和6年11月分）
Y09	R6. 12. 31	16,500円	SNS動画制作費（令和6年12月分）
Y10	R7. 1. 31	16,500円	SNS動画制作費（令和7年1月分）
Y11	R7. 2. 28	16,500円	SNS動画制作費（令和7年2月分）
Y12	R7. 3. 31	16,500円	SNS動画制作費（令和7年3月分）
計		1,128,695円	

（注）1　支出内訳書は、経費の種類ごとに作成してください。
2　経費ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
3　整理番号の欄は、領収書等の添付様式（参考様式1）の整理番号と同じ番号として下さい。
4　証拠書類が「支払証明書」（参考様式2）の支出にあたっては、整理番号欄は「－」としてください。
5　支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、政務活動費充当額を記入してください。

(参考様式１)

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	C01 C02 C03 C04 C05 C06 C07 C08 C09 C10 C11 C12

領収書その他の証拠書類の添付欄

c1 領 収 証　　No.

田中 松太郎 様

¥30,000－（消費税含む）

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R6年4月30日

内訳

税抜金額

消費税額等（ %）

NAKAHARA デザイン
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町[redacted]-33
TEL：0748-86-7672 FAX：0748-86-3160

c2 領 収 証　　No.

田中 松太郎 様

¥30,000－（消費税含む）

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R6年5月31日

内訳

税抜金額

消費税額等（ %）

NAKAHARA デザイン[redacted]
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町9丁目[redacted]
TEL：0748-86-7672 FAX：0748-86-3160

その他別紙の通り

事業名、使途および内容等

ホームページ維持管理費（令和6年4月～令和7年3月）

按分による支出の場合の記載事項	按分の率	50/100
政務活動費として支出する額	180,000 円	

(注) 1 領収書等は、この様式に添付してください。
2 政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3 添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

別紙

c3 領収証

No.

田中 松太郎 様

¥30,000- (消費税含む)

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R6年6月28日

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

NAKAHARA デザイン [redacted]
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町9丁目421-33
TEL:0748-86-7672 FAX:0748-86-3160

c4 領収証

No.

田中 松太郎 様

¥30,000- (消費税含む)

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R6年7月31日

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

NAKAHARA デザイン [redacted]
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町9丁目421-33
TEL:0748-86-7672 FAX:0748-86-3160

c5 領収証

No.

田中 松太郎 様

¥30,000- (消費税含む)

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R6年8月30日

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

NAKAHARA デザイン [redacted]
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町9[redacted]-33
TEL:0748-86-7672 FAX:0748-86-3160

別　紙

c6 領　収　証　　No.

田中 松太郎 様

¥30,000－（消費税含む）

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R6 年 9 月 30 日

内訳

税抜金額

消費税額等（ %）

NAKAHARA デザイン
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町 9 丁[redacted]33
TEL：0748-86-7672　FAX：0748-86[redacted]

c7 領　収　証　　No.

田中 松太郎 様

¥30,000－（消費税含む）

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R6 年 10 月 31 日

内訳

税抜金額

消費税額等（ %）

NAKAHARA デザイン
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町[redacted]-39
TEL：0748-86-7672　FAX：0748-86-[redacted]

c8 領　収　証　　No.

田中 松太郎 様

¥30,000－（消費税含む）

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R6 年 11 月 29 日

内訳

税抜金額

消費税額等（ %）

NAKAHARA デザイン
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町 9 丁[redacted]
TEL：0748-86-7672　FAX：0748-86-[redacted]

別 紙

C9 領 収 証

No.

田中 松太郎 様

¥30,000- (消費税含む)

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R6 年 12 月 27 日

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

NAKAHARA デザイン [redacted]
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町9丁目421-33
TEL:0748-86-7672 FAX:0748-86-3160

C10 領 収 証

No.

田中 松太郎 様

¥30,000- (消費税含む)

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R7 年 1 月 31 日

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

NAKAHARA デザイン [redacted]
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町9丁目421-33
TEL:0748-86-7672 FAX:0748-86-3160

C11 領 収 証

No.

田中 松太郎 様

¥30,000- (消費税含む)

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R7 年 2 月 28 日

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

NAKAHARA デザイン [redacted]
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町9丁目421-33
TEL:0748-86-7672 FAX:0748-86-3160

別 紙

CP 領 収 証

No.

田中 松太郎 様

¥30,000－ (消費税含む)

但 ホームページ維持管理費

上記正に領収いたしました

R7 年 3 月 31 日

内訳

税抜金額

消費税額等(%)

NAKAHARA デザイン
〒520-3332
滋賀県甲賀市甲南町希望ケ丘本町[redacted]21-33
TEL：0748-86-7672 FAX：0748[redacted]

(参考様式１)

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	KR01

領収書その他の証拠書類の添付欄

KR01

領収証

田中松太郎 様 No.

★ ¥300,278-

但 県政レポート Vol.37

R6 年 9月 27日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額 272,980

消費税額等(10%) 27,298

200円

[redacted]

株式会社 クラフト

CRAFT

〒520-3018 滋賀県東近江市安養寺2丁目5-15 ホワイトビル101

TEL 077-554-0748 FAX 077-554-0750

[redacted]

T5160001018392

事業名、使途および内容等
県政レポート Vol.37

按分による支出の場合の記載事項	按分の率
政務活動費として支出する額	300,278 円

(注) 1 領収書等は、この様式に添付してください。
2 政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3 添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。



滋賀県議会議員

田中松太郎

（たなかまつたろう）

県政レポート

2024年8月 Vol.37



長引の経済が続いています。時代の変も抜本的な改革でした。これは日本だけの話ではなく、世界の市場動向は時事5月以降その月の動向最高値を更新し続けており、地球の温暖化はもはやおだやかの日常なのかもしれません。くれぐれも体調管理を心がけください。

プロフィール 昭1972年 滋賀県甲賀市生まれ 甲賀市甲賀町 在住 家族構成：母・妻・長男(大学生)・次男(大学生) 趣味：読書・企業常任委員会、議会運営委員会 副委員長、行財政・DX推進特別委員会

田中松太郎 事務所 甲賀市水口町北脇436-1 TEL.0748-63-5340/FAX.0748-63-5341 田中松太郎

インフロニア草津アクアティクスセンターがオープン

一年中利用できる屋内温水プールが誕生!!

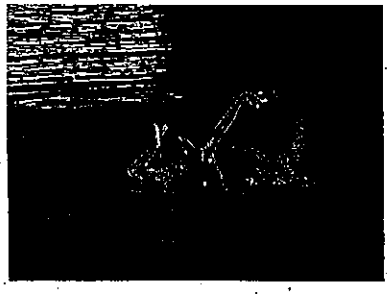

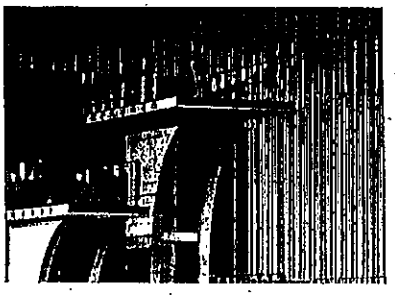

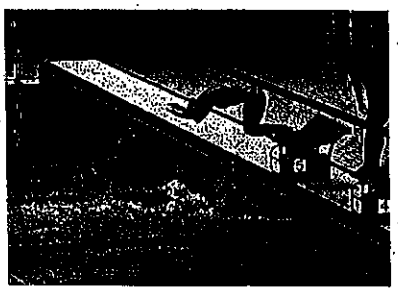



滋賀県立プールの代替施設として滋賀県と草津市が整備をすすめてきました、来年の国スポ・障スポの水泳競技の会場となる「インフロニア草津アクアティクスセンター」の開館記念式典が7月27日に行われ、来賓として出席しました。

開館記念初泳ぎとして立命館大学と草津東高校の水泳部員による4種目リレーと、東京五輪代表の伊藤洸選手らが飛び込みを披露しました。

また、水泳世界選手権のアーティスティックスイミングで2年連続ソロ2冠を達成した乾友紀子さん（近江八幡市出身）が華麗らしい演技を披露され、会場は歓声で沸きました。

8月1日からオープンした市立プールは、一般利用可能な25mプールと、4分割して水深を0～3mで調整できる50mプールのほか、競水時の観客を含めると約2,500人が収容できます。

屋内プールとしては西日本最大級の本格施設で、今後、水泳競技や飛び込み競技のメッカとして様々な選手が誕生することが期待されます。

8月中は、全国国公立大学[illegible]権水泳競技大会や飛び込みのジュニアオリンピックカップが開催されたほか、[illegible]の込みの日本選手権など大きな[illegible]も予定されています。

滋賀県議会、草津市議会[illegible]議員をし、ここにたどり着[illegible]いろいろとありましたが、[illegible]成にたどり着くことができ[illegible]関係の皆様にあらため[illegible]ます。

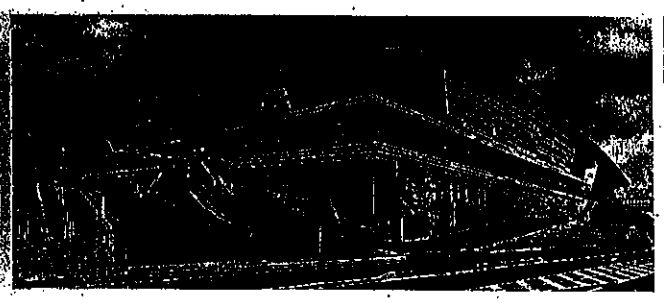



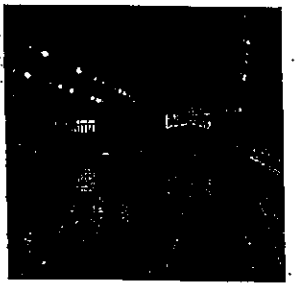

6月定例会議 一般質問

デジタル人材の育成とシステムの内製化について

滋賀県では、デジタル技術の進展に的確に対応しつつ、県民、事業者、各種団体、大学、行政等の多様な主体がデジタル技術・データの利活用の促進やDXの取り組みについての方向性を共有し、連携を深めていくための「2年3月に滋賀県DX推進戦略を策定しました。社会変革のスピードが増す中、戦略期間として、今年はその2年目にあたります。DX推進戦略の中では、暮らしのDX（産業のDX）行政のDXの各分野において目指すべき姿を示しており、年度ごとの具体的な施策や目標は滋賀県DX推進戦略実施計画において示されています。県庁内のDXについてもDX推進戦略実施計画に基づき様々な施策を行ってきました。

こうした中、令和6年度の自動車税納税通知書について、一部誤って送付したことが、5月17日に県から記者発表されました。一部報道ではデジタル技術を活用した事務処理方法に変えたことで起きたミスとも伝えられています。この件を踏まえ、次の質問を行いました。

Q 今回の納税通知書の誤送付について。

A 総務部長 複数の自動車を所有している方の情報を集約し、税務システムに登録する「名寄せ」作業にて、誤って別人のデータに紐づけ誤送付となったものが12件、車検等で住所変更の情報を税務システムへ反映させることを失念し、旧住所に誤送付したものが701件発生しています。

Q 今回の誤送付の原因について。

A 総務部長 「名寄せ」作業の誤りによる誤送付は、税務システムのデータを表計算ソフトに取り込み、同一人物として「名寄せ」する際の確認が不十分でした。旧住所への誤送付は、運輸支局等から車検証登録情報の変更を税務システムに反映する業務にて、実行処理を失念したことが主な原因です。そのほか、昨年度は職員の異動や長期休暇等も重なり、所属内での担当職員へのサポートが不足し、組織的に複数名での確認体制が十分確保できなかったことも、ミスに繋がったものと考えます。

Q 今回の誤送付は、手作業でも起こったのではないか。

A 総務部長 仮に業務を手作業で行っていた場合でも、同様に起こり得るミスと認識しています。

Q 「名寄せ」作業の誤りについて。

A 総務部長 「名寄せ」には、令和4年度までは、手作業では年間千件近く該当が限界でした。未処理件数の縮減等を目的に令和5年度から一部自動化できる仕組みを導入、約40億円以上の処理が可能となっています。また、令和2年度より、納税者の宛名管理をより正確かつ効率的に行うことを目的に、住所情報等をデータベース管理ソフトを使用して一括で処理できるよう改善を図っています。

業務のデジタル化等は、限られた組織体制の中で、県税の正確な賦課・徴収に寄与する有効な手段ですので、今回のミスの検証、再発防止策を講じた上で、引き続き、積極的に推進していきます。



Q 「デジタル人材育成とシステムの内製化」とは。

A 総合企画部長 デジタル技術の活用を主体的に行い、業務改善化および行政サービスの向上を目指して知識等を学び、自らの業務で業務変革を実践する職員のことです。

令和4年6月に策定した滋賀県デジタル人材育成計画に基づき、令和4年度から3年間で450人の育成を目指し、昨年度末で303人のDX推進チャレンジャーを養成したところです。

Q DX推進チャレンジャーによるシステムの内製化の状況について。

A 総合企画部長　DX推進チャレンジャーは、主に3つのツールを用いて内製化に取り組んでいます。一つ目は、人間が繰り返し行う作業をロボットが代わりに行うRPAを用いたもの20業務、二つ目は、プログラミングの知識が無くても、システムを開発できるローコード・ノーコードツールの1つである「キントーン」を用いたもの22業務、エクセルに搭載されたプログラミング言語で、ExcelVBAという一連の操作を自動化できる技術を用いたもの48業務、合計90業務の内製化を行っています。

Q DX推進チャレンジャーがどの程度業務改善にチャレンジできているのか。

A 総合企画部長　昨年度末に行ったDX推進チャレンジャーへのアンケートによると、約3分の2のDX推進チャレンジャーが何らかの取り組みを行ったと回答しております。ローコードツール等以外にも、電子申請や電子収納の実現、生成AIを使った議事録作成、エクセルの関数や集計機能を活用した効率化など、それぞれの業務に応じた業務改善に取り組んでいるところです。

Q デジタル変革のための人材育成事業としての研修費等の3年間の総額は。

A 総合企画部長　デジタル変革のための人材育成として、幹部職員を含む全職員を対象とした意識変革を促すためのマインドセット研修と、DX推進チャレンジャーなどを対象とした、RPA、ローコード・ノーコードツールなど専門的な知識を習得するスキルセット研修を行っています。

令和4年度は約2,300万円、令和5年度と令和6年度は約3,200万円、総額で約8,760万円となっています。

Q システムの内製化の成功事例について。

A 総合企画部長　プレジャーボート適合証の申請に係る業務ですと、約1,400件の紙の申請を受け付け、エクセル台帳にて管理していたものを、Web受付と電子収納に変更したことで、県内外の申請者の負担を軽減し、事務の正確性の向上を図ることができました。

また、県民の中小企業支援施策ニーズを把握するため、700社を対象に実施したアンケート調査では、ローコードツール等を使用することにより、集計作業の効率化も図れています。こういった好事例については、庁内で横展開等を通じて共有し、横展開をしていきたいと考えています。

Q AIの活用状況について。

A 総合企画部長　令和5年度からAIの活用を開始して、感染症機械の週報作成業務など4件の業務にAIを導入したところです。さらに、令和5年7月からは、ChatGPTのような生成AIの活用方針を策定、試行後、12月から本格的に導入しました。職員が挨拶などの文章作成や、エクセル関数の作成などに利用しており、更に利用促進するため、今年度は、職員向けの研修も実施しています。

Q システム内製化におけるメリットやデメリットについてどのように捉えているのか。

A 総合企画部長　業務の実態に合わせてシステムが開発できること、外部委託するよりも短期間低コストで開発や改修ができることなどがありますが、何より、職員のシステムに関する知識の蓄積や、業務改善のきっかけになることが大きいと考えます。現時点でのデメリットは、システム自体の品質が職員の能力や経験等に左右されること、また、担当者の交代によるシステムの維持管理に課題があると考えています。

Q システムの内製化における「ガイドライン」の作成について。

A 総合企画部長　システムを内製化する際に一定の基準を示すガイドラインを作成することは、職員が漏れなく作業を進めるために有効です。そこで、システム開発の際に事業者が実施するテストやドキュメントの作成、システム構築などのスケジュールや注意点など、内製化する際に気を付けるべき事項をガイドラインとして策定していきたいと考えています。

また、全職員向けのマインドセット研修やDX推進チャレンジャーの養成を進めることで、県庁全体の意識やスキルの向上を図り、県庁のDXを推進していきます。

滋賀県警察防犯アプリ「ぽけっとポリスしが」について

Q 「ぽけっとポリスしが」とはどのようなものか。

A 警察本部長　「ぽけっとポリスしが」とは、主にスマートフォンで利用する防犯アプリです。特殊詐欺の予兆電話や不審者の注意情報などをタイムリーに発信しています。また、マップ上に犯罪や不審者の情報が分かりやすく表示されるほか、各種の防犯機能を備えるなど、安全のための機能が充実をしています。

「ぽけっとポリスしが」は、その名のとおり、滋賀県警察からの安全・安心情報を常に身近に持ち歩いてほしいとの意図があり、将来的には幅広い分野での活用を見据えていますが、まずは県民生活の基盤と「安全・安心」に特化した防犯アプリとして、運用をしています。

Q 「ぽけっとポリスしが」のダウンロード数について。

A 警察本部長　本年度中の目標ダウンロード数を、県内人口の1%と設定していましたが、7月1日の時点で1万4,130件となり、目標を達成しました。利用者は日々増加しているところです。警視庁の「ポリスピ」のダウンロード数が人口の約5%なので、滋賀県でも県民の5%である約7万件のダウンロードを当面の目標とし、さらなる利用普及に努めます。

Q 「ぽけっとポリスしが」の非常時における活用について。

A 警察本部長　「ぽけっとポリスしが」には、声が出せないような非常時にも使いやすい、防犯装置としての機能も備えています。具体的には、音や光で警告を発する防犯ブザーや、被害の被害に遭ったときに音声や画面で犯人に警告を発したり、周りの人に助けを求めたりすることができる痴漢対策などの機能です。いずれの機能も、ホーム画面上から非常時にワンタップで素早く使用ができるよう工夫をしており、また、使用した事実が事前に登録した家族等に通知、現在位置情報も自動で送信される仕組みになっています。加えて、タップすることで、警察への通報も可能です。

Q 都市部では、[illegible]の活用方法として、「ぽけっとポリスしが」の[illegible]について。

A 警察本部長　防犯パトロールや交通安全の見守り活動を行う際に、個人やチームで活動の時間や距離などを記録することができる機能です。利用者が登録した各市町やチーム別にランキング表示され、その活動状況を確認することができます。また、活動に応じたポイントが付与され、アプリ内で階級が「巡査」から最高で「警察本部長」を超える「警視監」まで昇任したり、滋賀県警察のマスコットキャラクター画像が当たる抽選があったり、楽しみながら活動できる機能となっています。

Q 防犯パトロールや交通安全ボランティアなどは、どのくらいおられるのか。

A 警察本部長　通学路などで子どもを見守る活動を行う「子ども安全リーダー」をはじめ、少年補導員や交通安全ボランティアである「おうみ通学路交通アドバイザー」など、延べ8,000人のボランティアの方々が各地域で活動されています。

Q ボランティア活動等へのモチベーションアップの効果もあると思うが、防犯パトロールや交通安全ボランティアへのアプリの活用の周知について。

A 警察本部長　パトロール機能はボランティア活動を支援し、平素の活動のモチベーションの向上につながる機能です。このため、引き続き各団体のネットワークを通じて啓発チラシや動画を活用して利用を促進するほか、研修会や合同パトロール等のあらゆる機会を通じて詳細な機能の説明を行うなどして、一層の周知に努めます。

Q 現在地送信機能の活用状況について。

A 警察本部長　利用者間で事前に登録した家族などに、「いまここなう」との簡単な言葉を添えて自分の現在地を通知することができる見守り機能です。親子での利用や、家族と離れて暮らす単身者、高齢者の日常の定時連絡や家族との安否確認などにも活用されており、本アプリの趣旨に沿った幅広い年代に活用されています。

Q 今後の「ぽけっとポリスしが」の周知方法について。

A 警察本部長　安全教室等の対面での周知活動を引き続き実施するほか、今後は動画を活用した啓発や、ウェブ広告やSNS上での広告によるインターネット利用者への周知を推進する予定です。

また、子どもや女性、高齢者の利用推進のため、関係部局と連携して、アプリの推奨に賛同してクーポン掲載に協力いただいている県内企業等とも連携して、更なる周知に努め、利用者数の向上を図るとともに、県民の安全・安心のための総合的な情報発信ツールとなるよう運用を図っていきます。



田中松太郎の日々の活動はSNS等で発信しています！



アイノスは、[illegible]



パソコンやアプリケーション[illegible]

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	KR02

領収書その他の証拠書類の添付欄

KR02

領　収　証

田中松太郎　様　No.＿＿＿＿

★　¥150,139-

但　県政レポート Vol.38

R6年12月27日 上記正に領収いたしました

内訳

税抜金額	136,490
消費税額等(10%)	13,649

200円

株式会社 クラフト
CRAFT
〒520-3015 滋賀県栗東市安養寺2丁目6-15 ホワイトビル101
TEL 077-554-0748 FAX 077-554-0750
T5160001018392

事業名、使途および内容等
県政レポート　Vol.38

按分による支出の場合の記載事項	按分の率
政務活動費として支出する額	150,139 円

(注) 1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

滋賀県議会議員
田中松太郎
（たなかまつたろう）
県政レポート
2024年11月 Vol.38



プロフィール 昭1972年 滋賀県甲賀市生まれ 旧甲賀市甲賀町 在住 家族構成：母・妻・長男・次男 職歴：学生・産業・企業常任委員会、議会運営委員会 副委員長、行財政・DX推進特別委員会

田中松太郎 事務所 甲賀市水口町北脇436-1 TEL.0748-63-5340/FAX.0748-63-5341 田中松太郎

昨夜の途中ではありますが、十月から関西広域連合議会議員を拝命しました。これは私の人柄の為の証しであり、米原市長に必要とされた為です。その役割として県民からの様々な提案により活かしたものです。関西の発展のために、広域連合議会でも頑張ります。

9月定例会議 一般質問

「しが結」について

令和4年10月1日にオープンしたオンライン型結婚支援センターのしが・めぐりあいサポートセンター「しが結」は、丸2年を迎えようとしています。これは、しが出会いサポート地域連携推進事業として実施しているもので、結婚を希望している方の出会いの機会を創出するために、AIを活用したマッチングシステムを構築、結婚サポート体制を整備し、自治体初のオンライン型結婚支援センターとしてオープンしたものです。

そこで、改めてしが・めぐりあいサポートセンター「しが結」について、質問を行いました。

質問動画

Q 会員の登録状況について。

A 子ども若者部長　9月25日時点で、1,518名の登録があり、9割以上が県内在住です。性別の内訳は、男性が約6割、女性が約4割、年齢別内訳は、30歳～34歳までが28％と最も多く、次いで35歳～39歳までが26％、40歳～44歳までが16％です。

Q 2年間の実績について。

A 子ども若者部長　9月25日時点で、32組が「成婚退会（結婚のため退会）」しています。このうち16組は、今年の4月以降に成婚退会されていて、今年度の成婚退会のペースが少し上がっているところです。

8月末時点でのお見合い成立数は延べ2,149組、交際成立数は延べ708組です。なお、成婚退会数、お見合い成立数さらには交際成立数のいずれも約4割がAIによる紹介となっています。

Q 会員の反響について。

A 子ども若者部長　「登録者の身元確認がしっかりしているため安心して活動できた」「定期的に行われるAIによるマッチングがすごく良かった」「交際中にオンラインや対面相談会で相談員に真摯に相談に乗っていただけたのがありがたかった」など、自治体が運営する安心感や、AIによるマッチング、相談対応等について評価をいただいていますが、一方で、希望する条件に合う相手の数が少ない、相談員のサポートに対する不満などの意見も寄せられています。

Q 成婚に至った方の傾向は。

A 子ども若者部長　成婚退会された32組は、30代が中心ですが、20代後半から40代後半まで年齢に幅広く、また、成婚退会に至るまでの交際の期間は63日間から481日間、各会員の入会から成婚退会までの活動期間も、最短は3か月程度、最長は20か月と様々で、特に特徴は無いと思われます。

Q 2年間の評価について。

A 子ども若者部長　延べ2,149組のお見合いの場を創り、32組の成婚退会に繋がったことは、結婚を希望される方の"めぐりあい"を応援するという点において、一定評価できると考えます。また、成婚退会された方からの評価も高く安心して利用できるサービスを提供できていると捉えています。ただ、活動に積極的でない会員をどうサポートしていくのか、また積極的に活動しているもののお見合いにまで至らない方にはどのように寄り添うのか、ということは、今後の課題であり可能性であると捉えています。

Q 今一度、新規入会者を増やすため全庁的にPRしていく必要があるのではないか、さらなる会員の確保について。

A 知事　会員登録時のアンケートによると、「しが結」を知ったきっかけとして、家族、知人からの紹介が最も多く、次に県のHP、インスタグラムとなっているため、県公式HPや県公式SNSなどの広報媒体の活用や、各種イベント等での機会を捉えた広報など、全庁をあげて幅広くPRを行っていきたいが、あわせて、市町と連携した婚活イベントや出張登録会の開催のほか、ターゲットを絞ったSNS広告、企業や大学等と連携した若者に届く新たなイベントの企画や周知広報を行って「しが結」の会員数を増やし、結婚を希望する方の希望を叶えられるよう取り組み、今後も若者の可能性を広げる施策を推進していきます。



データ連携基盤について

令和5年5月に、デジタル庁から都道府県に対しデータ連携基盤に関する方針が出されました。これには、分野別にデータ連携基盤は原則、各都道府県で1つに限ること、分野間のデータ連携基盤は、各都道府県で1つに限ること、またこれらは原則、サービス、システムのカタログが推奨するデータ連携基盤技術から採用することが示されています。

同時に、都道府県へ市町村が保有するデータ連携基盤の整備状況や機能、用途等について現状把握を行ない国と共有すること、既に基盤を保有している市町村など関係市町村と協議の上、令和6年度中にデータ連携基盤の有効活用、共同利用に関するビジョンを策定し公表することとされています。

そこで、本県でのデータ連携基盤の取り組み等について、質問を行いました。

Q デジタル庁のデータ連携基盤に関する方針を受けて県として取り組む内容について。

A 総合企画部長　データ連携基盤の乱立の抑制や共同利用を促すハブとしての役割を果たす必要があると考え、県内市町との連絡体制を構築するとともに、各市町の意見を聞きながら、今後のデータ連携基盤の有効活用や共同利用について中長期的なビジョンの策定に向け、検討を進めていく必要があると考えます。

Q データ連携基盤は様々な自治体で構築されているが、他の自治体のデータ連携基盤の整備状況について、総合企画部長　今年度開催された都道府県CIOフォーラムの資料によると、全国で22の都府県で、何らかのデータ連携基盤を整備済、または整備中となっています。

Q 昨年12月に立ち上げられた関西広域データ利活用官民研究会や、今年6月に大阪府が立ち上げた「自治体データ連携基盤共用化研究会」に滋賀県も参加しているが、「関西広域データ利活用官民研究会」「自治体データ連携基盤共用化研究会」の状況について。

A 総合企画部長　関西広域連合の「関西広域データ利活用官民研究会」は、令和5年度、昨年度に2回、今年度1回開催され、データ利活用のモデルケースについての研究を進めています。また、大阪府の「自治体データ連携基盤共用化研究会」は、今年度2回開催され、共用化の具体化に向けた研究を行っているところです。県はいずれの研究会にも構成員として参加し、情報収集や意見交換を行っています。

Q 滋賀県知事として、県のデータ連携基盤共同利用ビジョンについてどのように取り組んでいくのか。

A 知事　県内の市町には「データ連携基盤がまだ構築されていない状況を踏まえ、引き続き両研究会に参加して積極的に情報収集や研究に努めるとともに、国の動向等を見極めながら、県内市町と協議や調整を進め、県としてのビジョンを示していきます。

Q 滋賀県におけるデータ連携基盤の共同利用とそのビジョン策定について有識者らを交えた研究会、検討会を設置したうえで、ビジョン策定や、ビジョンに基づくデータ連携基盤の共同利用を示していくべきでは。

A 知事　DX推進戦略の改訂に向けて、有識者からなる「滋賀県デジタル社会推進懇話会」や産学官で構成される「滋賀県地域情報化推進会議」の中で、データ連携共同利用ビジョンや具体的な方策についても意見を伺おうと考えているところです。

関西広域連合としてORDENの活用、拡大の可能性について検討中です。すでに先行して他のシステムを導入している自治体との兼ね合いをどう調整するのかが、リージョナルネットワークを作っても国で連携をかけたときのインターフェイスができるのかできないのか、というようなことがあるので、まず国で率先してシステムを作ってほしい、統一してほしいということを提言しつつ、リージョナルな地域ごとの動きを広げながら実用化を確保すると同時に、国に対して示していくということもできるのではないかとも考えます。

懇話会、推進会議の中でもしっかりと議論を積み重ね、できるだけ早く県としてのビジョンに基づく取り組みを実現化できるように努めます。





公式ホームページ
Facebook
Instagram
田中松太郎
http://matsutaro.jp/
田中松太郎の日々の活動は、SNS等で配信しています！

2024年11月／第40号

チームしが県議団 NEWS #40

会派ニュース 2024.11

チームしが県議団
〒520-8577 大津市京町4丁目1-1 県庁本館2階
TEL/077-528-4035 FAX/077-510-6520
MAIL/Info@knw.jp

発行責任者／今江政彦　編集責任者／河井昭成

政治資金問題などによる政治不信が広がる中、衆議院議員選挙が行われ、政治状況が大きく変わりました。この状況を活かして、失われた政治の信頼を回復するべく、これまで同様に生活者、納税者、消費者、働く者の視点・立場で政策実現に取り組んでまいります。

チームしが県議団ではメンバーの異動がありました。角田航也が米原市長選挙に挑戦したため（無投票当選）議員辞職により会派から離れ、それに伴い行われた米原市選挙区の県議会議員補欠選挙で接戦を制し当選した中川雅史が新たに会派に加わりました。角田航也米原市長の活躍を祈念し、新たなメンバーを加えたチームしが県議団への引き続きのご支援を賜りますようお願いいたします。

チームしが県議団　一同

調査



◆民族共生象徴空間 ウポポイ❶
（国立アイヌ民族博物館）
◆北海道立動物愛護センター あいにきた
◆ニセコ町役場❷　◆北海道ボールパーク
◆農業学習施設 KUBOTA AGURI FRONT❸

北海道での県外調査を行いました

9月定例会議の代表質問の項目

- □ 知事就任10年間の取り組みと今後について
- □ 県政世論調査について
- ☑ 南海トラフ臨時地震情報への対応について
- ☑ 県立高等専門学校の開校に向けて
- □ 彦根城の世界遺産登録について
- □ 伊吹山の土砂災害対策について
- □ 強度行動障害者への支援体制の充実について
- ☑ 動物愛護政策の更なる推進について
- ☑ 子ども・若者の貧困対策について
- □ 「ここ滋賀」の在り方について
- □ 琵琶湖の水産資源確保について
- □ 全国学力・学習状況調査について
- ☑ 特別支援学校について
- □ 水上安全対策について

動画もご覧ください

小川議員質問

答弁

【滋賀県議会公式サイト】滋賀県議会録画放映



[9月定例会議 代表質問]
小川やすえ議員が質問しました

南海トラフ臨時地震情報への対応について

Q 明らかになった課題と今後の対応は？

A（知事）今回、初めて「南海トラフ地震臨時情報」が発表されたことで、人々の地震に対する関心が高まったものの、どのように行動すれば良いのか分からないということは課題。
今後、県民向けアンケートを実施するなど、県民がとられた対応等について検証し、平時から自然災害への備えや、臨時情報が発表された際の行動などについて、効果的な啓発や情報発信を行っていく。
また南海トラフ地震も想定した県民参加型の訓練を実施し、改めて自然災害から自らの命を守るための防災意識の向上等に努め、関西広域連合においても、今回の対応等について検証するため、情報共有を図っていく。

Q 改めて災害協定の内容確認や見直しが必要では？

A（知事）大規災害時には被災自治体単独での対応は困難なため、民間等の支援について231件の協定を締結している。
締結した協定は、毎年度当初に内容等の確認を行い、一部は社会情勢の変化に合わせて見直しを行ってきたが、引き続き実効性の維持向上を図るため、不断の見直しを行うとともに、[illegible]
[illegible]
[illegible]

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	KR03

領収書その他の証拠書類の添付欄

KR 03

領 収 証

田中松太郎 様 No.

★ ¥300,278-

但 県政レポート Vol 39

R7年 3月 28日 上記正に領収いたしました

内 訳

税抜金額 272,980

消費税額等(10%) 27,298

200円

[redacted]

株式会社 クラフト

CRAFT

〒520-3016 滋賀県栗東市安養寺2丁目5-15 ホワイトビル101

TEL 077-554-0748 FAX 077-554-0750

T5160001018392

[redacted]

事業名、使途および内容等
県政レポート Vol. 39

按分による支出の場合の記載事項	按分の率
政務活動費として支出する額	300,278 円 /

(注) 1 領収書等は、この様式に添付してください。
2 政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3 添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

県政レポート
2025年2月 Vol.39

滋賀県議会議員
田中松太郎（たなかまつたろう）



「大阪・関西万博」開幕まであと七〇日となりました。9月にはびわこ国体から四十四年ぶり、二度目となる「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ大会」も開催されます。
世界から全国から多くのお客様をお迎えし、滋賀を盛り上げたいと思います。

プロフィール 昭1972年 滋賀県甲賀市生まれ 職甲賀市甲賀町 在住 家族構成：母・妻・長男・次男 職歴：産業・企業常任委員会、議会運営委員会 前委員長、行財政・DX推進特別委員会

田中松太郎事務所 甲賀市水口町北内436-1 TEL.0748-62-5340/FAX.0748-63-5341 田中松太郎 検索

大阪・関西万博開幕まであと70日

関西広域連合 EXPO 2025

12月21日 関西広域連合議会で大阪・関西万博会場を視察

昨年の10月から関西広域連合議会議員としても活動しております。関西広域連合議会は滋賀県のほかに京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市、大阪市、堺市、神戸市の2府6県4政令市から選出された40名の議員で構成されており、滋賀県からは4名が参加しています。

関西広域連合ではドクターヘリの運行や、災害派遣など7分野の広域行政に取り組んでいます。大阪・関西万博においても様々な関連事業を実施するほか、関西パビリオンを出展し、その中に滋賀県ブースも出展します。

昨年の12月21日に関西広域連合議会で大阪・関西万博の会場である夢洲を視察してまいりました。木製の大屋根リングから会場を見渡したほか、大阪ヘルスケアパビリオン、関西パビリオンの工事の進捗状況を視察しました。

大阪・関西万博は「いのち輝く未来社会のデザイン」をテーマに掲げ、4月13日から10月13日まで約半年間開催され、世界中から来場者をお迎えします。

詳しくはQR

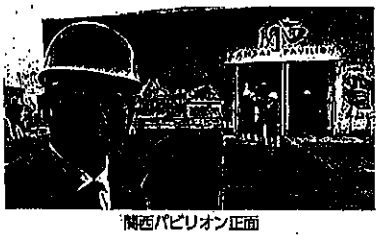
関西パビリオン正面

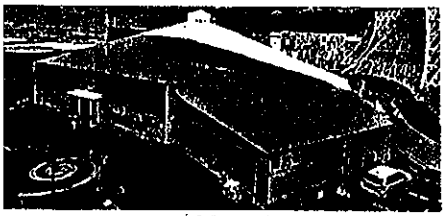
関西パビリオン全景

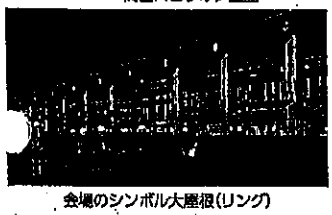
会場のシンボル大屋根（リング）


夢洲の概要

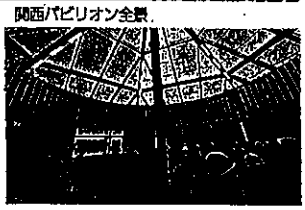
関西パビリオン内部

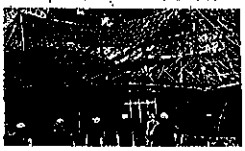
大阪ヘルスケアパビリオン


大阪ヘルスケアパビリオン


大阪ヘルスケアパビリオン内部

11月定例会議 一般質問

学校における児童生徒等の健康診断について

Q 令和6年1月に文部科学省から発出された「児童生徒等のライバシーや心情に配慮した健康診断のための環境整備について」の内容について。

A 教育長 検尿、診察にあたり、診察に支障のない範囲で、原則着衣で実施をし、さらに健診場所をパーテーションで仕切るなど、児童生徒等のプライバシーや心情に配慮した環境整備を行うことや、児童生徒等や保護者の理解を十分に得て実施することなどが示されています。

Q この通知を受けた市町の教育委員会の対応状況について。

A 教育長 本年度の健康診断後の調査によると、県立学校で「原則着衣で実施した」学校の割合は約98%、「原則脱衣で実施した」のは約2%、1校という結果です。
また、通知を受けた市町の教育委員会は、所管する学校へ「原則着衣でという指示をした」のが約33%、「学校医と相談の上、学校の判断とした」のが約67%で、「原則脱衣で、と指示をした」教育委員会はありませんでした。

Q 健診時の脱衣・着衣について、児童生徒や保護者からどのような声が寄せられているのか。

A 教育長 県立学校の生徒から、学校医により対応が異なること、また脱衣の必要性について問い合わせがありました。
また、保護者からは、検診の方法に対する問い合わせや脱衣させることへの不安の声がありました。

Q 自身の体の変化や心の成長の不安定さから、他人に身体を見られることへの不安を抱く子も少なからずいる。学校の健診時のプライバシー保護の対応状況について。

A 教育長 県教育委員会では、健診前に、まず学校が学校医と配慮事項について打ち合わせを十分に行い、そして児童生徒および保護者へは、学校健康診断の意義や健診時の配慮内容について周知するように通知しています。児童生徒等には、ICTを活用して説明を行った市町の学校もあります。また、健診の当日には、小中学校を含め多くの学校で、部屋にパーテーションを適切に配置し、他の児童生徒から見えない環境づくりを行った上で、児童生徒は体操服等を着用し、検診の際にはちょっと服を浮かせて検診に臨むよう工夫をしていると聞いています。



Q そもそも学校健診は児童生徒の義務なのか。

A 教育長 学校健診実施の根拠である学校保健安全法では、学校には実施義務がありますが、児童生徒の受診する義務は規定されていません。しかし、学校としては、児童生徒の疾病をスクリーニングして健康状態を把握をし、児童生徒に安心して学校生活を送ってもらう必要があるものと認識しています。

Q 不登校児童生徒等への学校健診の対応は。

A 教育長 それぞれ本人の状況に応じて、時間等を調整して、学校での受診を受けていただく工夫をしたり、また保護者のご協力を得て、学校医の医療機関での受診を促すなどの対応を行っています。
しかし、部屋から出られない、家から出られないという児童生徒については、その状況に応じて、学習機会の確保やその他の課題と併せて、福祉部局など関係機関と連携してどのような対応をするのがいいのか検討しているケースもあります。

Q 不登校の子どもについて、しかるべき子どもと居場所の保障プランに基づき、チームで支援していくことのことだが、このチームに学校医はきまっているのか。

A 教育長 不登校児童生徒に対する支援という形については、学校医は含まれてはいないと思います。基本的には、それぞれの子どもの状態に応じた専門医に入っていただく対応になっています。

Q 健康診断を行う滋賀県としては、すべての子どもの健康の保障をしっかりと行う必要があると考えるが、学校外で健康診断を受けた際の費用は無料なのか。

A 教育長 学校での健診は県教育委員会等がまとめて健診費用として支払っていますので、基本、健診は無料ですが、学校外で健康診断はおそらく有料になると考えます。そういった中で、不登校の子どもたちの健康を考えた時に、健診も含めてどういう形で対応するのがいいのか、歯科も含めて幅広く課題を把握しながら、今後対応していく必要があると認識しています。

Q 着衣・脱衣のほかにも、健診方法についても様々な問題が発生しており、令和6年9月に文部科学省から「学校保健安全法に基づく児童生徒等の健康診断の実施に当たって留意すべき事項について」として発出された事務連絡の内容は。

A 教育長　学校保健安全法に定められた検査項目は10項目で、その10項目以外の検査を実施する際には、学校医と学校の事前の協議および児童生徒・保護者への周知が必要であること、併せて児童生徒のプライバシーや心情に配慮した健康診断を実施するよう努めることを求めて示されています。

Q 学校医の高齢化が進んでいる上に、学校健診での断脱リスクも伴うことから、担い手不足に拍車をかけることになりかねず、学校医の処遇改善が求められるところだが、学校医の報酬の現状について。

A 教育長　全日制や定時制では、1校当たりの平均生徒数で、医師が1人配置として試算した場合、年額299、884円です。特別支援学校には、生徒数や医師数に関わらず定額で、内科が年額329、900円、眼科、耳鼻科が年額237、100円です。近隣の各府県立学校では、生徒数に応じた報酬の最高額が年額平均742、800円、最低額は年額平均246、900円です。

Q 学校歯科医の報酬の現状について。

A 教育長　全日制や定時制では、1校当たりの平均生徒数で、医師が1人配置として試算した場合、年額241、004円です。特別支援学校には、生徒数や医師数に関わらず定額で、年額237、100円です。近隣の各府県立学校では、生徒数に応じた報酬の最高額が年額平均742、800円、最低額は年額平均217、920円です。

Q 学校薬剤師の報酬の現状について。

A 教育長　校種や生徒数に関わらず定額で、年額132、700円です。近隣の各府県立学校では、最高額は年額169、000円、最低額は年額130、000円です。

Q 学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬の違いについて。

A 教育長　学校医は、健康診断、感染症や食中毒の予防措置、児童生徒の救急搬送など、学校歯科医は、歯科検診、虫歯の予防などの専門指導など、学校薬剤師は、環境衛生検査、医薬品等の保健管理など、職種によって職務量に差があることから、本県においては報酬に差を設けています。

Q 学校健診に関する様々な問題について、児童生徒、学校医、学校それぞれに事情があるものの、相互理解が得られていないことが大きな要因でもあると考えるが、医師、学校、児童生徒、保護者それぞれの相互理解を得るための教育委員会としての今後の対応について。

A 教育長　今後の実施方法等については、県医師会に助言をもらいながら、健診にかかる負担軽減のために、学校と学校医の役割分担のための資料や、児童生徒、保護者の理解を深めるための資料等の作成を行い、引き続き、県医師会等と連携して、学校をはじめとする関係者に周知し、正確な診察とプライバシーやそして子どもたちの心情に配慮した健康診断となるよう、引き続き取り組んでいきます。

まちのコインビワコの活用状況について

デジタルコミュニティー通貨「まちのコインビワコ」について、令和5年11月定例会議の一般質問で取り上げました。令和4年7月にスタートした「まちのコインビワコ」は、一般質問を行った時点で導入から1年4か月過ぎていましたが、存在や仕組みが十分に知られていない状況でした。

そこで2025年に本県で開催される国スポ・障スポ開催に向けた機運醸成に「まちのコインビワコ」を利用してはどうか、スタンプラリー機能を活用したビワイチや、お城巡り、ロケ地巡りなど、お店や観光地などのスポット機能と組み合わせで観光振興につなげてはどうか、といった提案などをあげたところ、前向きな答弁がありました。

あれから1年、「まちのコインビワコ」を導入してからは2年4か月が経過していますので、その後の取り組み等について質問を行いました。

Q 現在の「まちのコインビワコ」の状況について。

A 総務部長　事業者等が参加するスポットは約830か所、現在3、400を超える体験が提供されています。ユーザー数は約2万2千人以上、直近12週間の総流通量は5千万ビワコを超え、新たな人とのつながりや地域のにぎわいにつながっています。

Q 利用できるスポット数が少ないなどユーザーにメリットが感じられない。「まちのコインビワコ」の認知度はまだまだ低いと考えるが、この課題に対する見解は。

A 総務部長　県内7つのモデル地域として実施している地域では一定程度普及していますが、県全域では更なる周知や利用のきっかけとなる機会の提供が必要と考えます。

Q 大津市在住の作家、雪嶋未奈さんの小説「成瀬は天下を取りにいく」が2024年本屋大賞を受賞し、小説と「まちのコインビワコ」のコラボ企画として、「この春を成瀬に捧げるスタンプラリー」が令和6年4月1日から3か月間実施されたが、その成果について。

A 総務部長　約3、100人が参加、県外利用者が4割以上占め、他のスタンプラリーに比べ多く見られました。参加者アンケートによる本スタンプラリー参加者の推定消費額は全体で約1、700万円、「まちのコインビワコ」を使う他の体験の利用にもつながっています。

ひとりの消費単価は県内利用者が約3、000円、県外利用者は約8、600円でした。

Q 好評につき今年3月末まで「成瀬と天下を取りにいくスタンプラリー」として「成瀬と天下を取りにいくスタンプラリー」が開催されているが、状況は。

A 総務部長　令和6年7月以降常設の「成瀬と天下を取りにいくスタンプラリー」参加者は約1、800人、このうち春のスタンプラリー参加からのリピーターは約480人です。

Q 現在開催中のスタンプラリーも含め、これまでに開催されたスタンプラリーの状況について。

A 総務部長　令和5年12月から1年間で実施した新たなスタンプラリーは50件、延べ8、700人以上が参加されました。

人気のあった「この春を成瀬に捧げるスタンプラリー」の他、「甲山の石を建築を巡るスタンプラリー」等があり、参加者からは、地域を巡り新たな発見があったなどの声が寄せられています。

Q 1年前の質問で、もしサポ滋賀の協力事業者、中小事業者支援の「しが創」の登録事業者、施行支援の「しが創」の参加事業者へのPRなどを提案しましたが、その後の観光振興やビジネス拡大、販路開拓への参加事業者へのPRなどの対応について。

A 総務部長　令和6年1月に、しが創に登録の約6、500店舗に対して周知を行ったほか、商工会、商工会議所および中小企業団体中央会等を通じて、県内の事業者に周知を図った結果、スポットの増加、商店街における利用につながっています。

また、県内観光客・宿泊客に向けたスタンプラリーや、地域で開催されるマルシェやイベントでの集客・コミュニケーションツールとしての利用、企業商品のマーケティング等での活用されています。

Q 地域交通の活性化をめざし、近江鉄道やJR草津線、信楽高原鉄道などを利用したスタンプラリーの検討はどうか。

A 総務部長　デジタル地域通貨を活用した公共交通利用促進や地域活性化策は可能性があるので、追求していきたいと思います。

Q 1年前の質問にて、滋賀県が実施する事業にて、まちのコインビワコを活用し連携することで相乗効果が期待できるものが多くあり、各部局との連携をさらに進めていくとの答弁があったが、その後の全庁的な取り組み事例について。

A 総務部長　これまでの紙のスタンプラリーから「まちのコインビワコ」を使いデジタル化した取り組みや、参加者の声を集めるために新たに「まちのコインビワコ」を活用した取り組みがあり、庁内にも浸透してきているところです。

MLGsと「まちのコインビワコ」の活用を考えるワークショップの開催や、イナズマロックフェス参加者のメッセージを募集する企画等を実施しました。

引き続き、様々な事業における活用や、多くの来場者が見込まれる大阪・関西万博を通じて、「まちのコインビワコ」をきっかけに本県を訪れ、周遊される関係人口の増加を図るとともに、そこから得られるデータを事業の効果分析に活用していきます。

Q 「わたSHIGA輝く国スポ・障スポ」開催に伴い、来県者へのおもてなしツールとして、また、県民、県内事業者を巻き込んだ機運醸成のためのツールとして、「まちのコインビワコ」の活用の可能性は大いに期待できる。そこで、2025年の国スポ・障スポに向けた「まちのコインビワコ」の取り組みの方針について。

A 知事　国民スポーツ大会・障がい者スポーツ大会には多くの来訪者が見込まれることから、「まちのコインビワコ」を活用する、大会を盛り上げる1ツールとしての可能性は大いにあると思います。内容、コンテンツなどどういう方法で活用していけるのかということは検討中ですが、せっかくあるツールをうまく使える可能性を追求していきたいと思います。

Q 県民あげてのおもてなしを「まちのコインビワコ」というデジタル技術を活用し、県民、事業者が一丸となって取り組むために、その推進力となる部局横断的な取り組みが必要と考えるが。

A 知事　令和7年は万博や国スポなどのビッグイベントがあります。いろんな機会、大会だけではなく、飲食店を巡ったり、いろんなスポットを訪れてもらうということとセットでお迎え、おもてなしをしたいと思っていますので、その取り組みは様々な形でやっていく必要があると思います。

「まちのコインビワコ」をうまく活かせるためだけの何か取り組みはやりにくいと思いますが、うまく使いながらおもてなしをする、地域を盛り上げるということは、可能な限り追求していきたいです。近江鉄道の協議会等でも、「まちのコインビワコ」を紹介し、未加入の市町に対しても取り組みを促し、可能な限り広げていきたいと思います。

田中松太郎の日々の活動は
SNSで配信しています！
公式ホームページ
Facebook
Instagram
田中松太郎
http://matsutaro.jp/

12月11日、知事に新年度予算についての提言を行いました



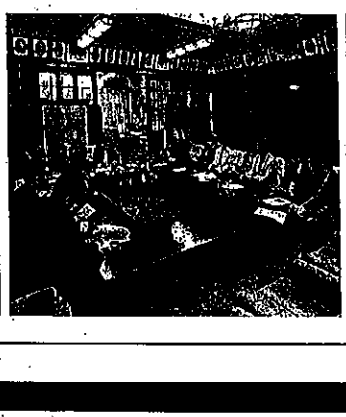

チームしが県議団 意見書

可決

「実効性ある学校の働き方改革および長時間労働の是正を求める意見書」を提出

学校現場では、教員希望者の減少、病気休職者や早期退職者の増加によって教員が不足しています。子どもたちの学びに大きな支障を及ぼしかねない状況は看過できません。子どもたち一人ひとりの豊かな学びを保障することに主眼をおいた「実効性ある学校の働き方改革および長時間労働の是正を求める意見書」を提出し、全会一致で可決しました。

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	Y01 Y02 Y03 Y04 Y05 Y06 Y07 Y08 Y09 Y10 Y11 Y12

領収書その他の証拠書類の添付欄

Y01

2024年4月30日

領収書

滋賀県議会議員 田中松太郎 様

金額 ￥ 33,000-

（消費税含）

但し：2024年4月 SNS動画制作費

上記正に領収いたしました

【登録番号】T1160001003431

〒520－0832
滋賀県大津市粟津町11－12
株式会社 ユーストン
TEL 077－531－1770

[redacted]

Y02

2024年5月31日

領収書

滋賀県議会議員 田中松太郎 様

金額 ￥ 33,000

（消費税含）

但し：2024年5月 SNS動画制作費

上記正に領収いたしました

【登録番号】T1160001003431

〒520－0832
滋賀県大津市粟津町11－12
株式会社 ユーストン
TEL 077－531－1770

[redacted]

その他別紙の通り

事業名、使途および内容等

動画制作費（令和6年4月～令和7年3月）

按分による支出の場合の記載事項	按分の率	50/100
政務活動費として支出する額	198,000 円	

（注）1 領収書等は、この様式に添付してください。
2 政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3 添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

別　紙

2024年6月30日

Y03

領　収　書

滋賀県議会議員　田中松太郎　様

金　額　¥　33,000

（消費税含）

但し：2024年6月、SNS動画制作費

上記正に領収いたしました

【登録番号】T1160001003431

〒520－0832
滋賀県大津市粟津町11－12
株式会社　ユーストン
Tel. 077－531－1770

[redacted]

2024年7月31日

Y04

領　収　書

滋賀県議会議員　田中松太郎　様

金　額　¥　33,000

（消費税含）

但し：2024年7月、SNS動画制作費

上記正に領収いたしました

【登録番号】T1160001003431

〒520－0832
滋賀県大津市粟津町11－12
株式会社　ユーストン
Tel. 077－531－1770

[redacted]

2024年8月31日

Y05

領　収　書

滋賀県議会議員　田中松太郎　様

金　額　¥　33,000

（消費税含）

但し：2024年8月、SNS動画制作費

上記正に領収いたしました

【登録番号】T1160001003431

〒520－0832
滋賀県大津市粟津町11－12
株式会社　ユーストン
Tel. 077－531－1770

[redacted]

別　紙

Y06

2024年9月30日

領　収　書

滋賀県議会議員　田中松太郎　　様

金　額　　¥　33,000／

（消費税含）

但し：2024年9月／SNS動画制作費

上記正に領収いたしました

【登録番号】T1160001003431

〒520－0832
滋賀県大津市粟津町11－12
株式会社　ユーストン
Tel. 077－531－1770

[redacted]

Y07

2024年10日31日

領　収　書

滋賀県議会議員　田中松太郎　　様

金　額　　¥　33,000／

（消費税含）

但し：2024年10月、SNS動画制作費

上記正に領収いたしました

【登録番号】T1160001003431

〒520－0832
滋賀県大津市粟津町11－12
株式会社　ユーストン
Tel. 077－531－1770

[redacted]

Y08

2024年11日30日

領　収　書

滋賀県議会議員　田中松太郎　　様

金　額　　¥　33,000／

（消費税含）

但し：2024年11月／SNS動画制作費

上記正に領収いたしました

【登録番号】T1160001003431

〒520－0832
滋賀県大津市粟津町11－12
株式会社　ユーストン
Tel. 077－531－1770

[redacted]

別 紙

Y09

2024年12月31日

領 収 書

滋賀県議会議員 田中松太郎 様

金 額 ¥ 33,000-

(消費税含)

但し:2024年12月、SNS動画制作費

上記正に領収いたしました

【登録番号】T1160001003431

〒520−0832
滋賀県大津市粟津町11−12
株式会社 ユーストン
TEL 077−531−1770

[redacted]

Y10

2025年1月31日

領 収 書

滋賀県議会議員 田中松太郎 様

金 額 ¥ 33,000

(消費税含)

但し:2025年1月、SNS動画制作費

上記正に領収いたしました

【登録番号】T1160001003431

〒520−0832
滋賀県大津市粟津町11−12
株式会社 ユーストン
TEL 077−531−1770

[redacted]

Y11

2025年2月28日

領 収 書

滋賀県議会議員 田中松太郎 様

金 額 ¥ 33,000-

(消費税含)

但し:2025年2月、SNS動画制作費

上記正に領収いたしました

【登録番号】T1160001003431

〒520−0832
滋賀県大津市粟津町11−12
株式会社 ユーストン
TEL 077−531−1770

[redacted]

別　紙

2025年3日31日

No.12

領　収　書

滋賀県議会議員　田中松太郎　様

金　額　　¥　33,000.

（消費税含）

但し：2026年3月、SNS動画制作費

上記正に領収いたしました

【登録番号】T1160001003431

〒520－0832
滋賀県大津市粟津町11－12
株式会社　ユーストン
Tel. 077－531－1770

[redacted]

（別紙）

支出内訳書

経　　費	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・(資料購入費)・事務所費・事務費・人件費

整理番号	支出年月日	支出金額	摘要
S01	R6.4.24	4,897円	新聞赤旗（4月分）
S02	R6.5.27	4,897円	新聞赤旗（5月分）
S03	R6.6.21	4,897円	新聞赤旗（6月分）
S04	R6.7.26	4,957円	新聞赤旗（7月分）
S05	R6.8.26	4,957円	新聞赤旗（8月分）
S06	R6.9.24	4,957円	新聞赤旗（9月分）
S07	R6.10.24	4,957円	新聞赤旗（10月分）
S08	R6.11.25	4,957円	新聞赤旗（11月分）
S09	R6.12.17	4,957円	新聞赤旗（12月分）
S10	R7.1.24	4,957円	新聞赤旗（1月分）
S11	R7.2.25	4,957円	新聞赤旗（2月分）
S12	R7.3.26	4,957円	新聞赤旗（3月分）
計		59,304円	

（注）1　支出内訳書は、経費の種類ごとに作成してください。
2　経費ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
3　整理番号の欄は、領収書等の添付様式(参考様式1)の整理番号と同じ番号として下さい。
4　証拠書類が「支払証明書」（参考様式2）の支出にあたっては、整理番号欄は「－」としてください。
5　支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、政務活動費充当額を記入してください。

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広報広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	S01 S02 S03 S04 S05 S06 S07 S08 S09 S10 S11 S12

領収書その他の証拠書類の添付欄

S01

田中　松太郎　様

しんぶん赤旗 領収書

2024 年 4 月分

4,897 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
滋賀民報	10%	1	470

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円
10%対象	427 円(税抜)	消費税	43 円

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日 4/24

[redacted]

S02

田中　松太郎　様

しんぶん赤旗 領収書

2024 年 5 月分

4,897 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
滋賀民報	10%	1	470

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

8%対象	4,099 円(税抜)	消費税	328 円
10%対象	427 円(税抜)	消費税	43 円

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日 5/27

[redacted]

その他別紙の通り

事業名、使途および内容等
資料　新聞の購入　（令和6年4月分～令和7年3月分）

按分による支出の場合の記載事項	按分の率
政務活動費として支出する額	59,304 円

(注) 1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

別紙

S03
田中　松太郎　様

しんぶん赤旗 領収書
2024年 6月分
4,897円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	930
滋賀民報	10%	1	470

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津1丁目4-53
BHビル2B
TEL:077-564-1201

8%対象	4,099円(税抜)	消費税	328円
10%対象	427円(税抜)	消費税	43円

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日 6/21

[redacted]

S04
田中　松太郎　様

しんぶん赤旗 領収書
2024年 7月分
4,957円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
滋賀民報	10%	1	470

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津1丁目4-53
BHビル2B
TEL:077-564-1201

8%対象	4,155円(税抜)	消費税	332円
10%対象	427円(税抜)	消費税	43円

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日 7/26

[redacted]

S05
田中　松太郎　様

しんぶん赤旗 領収書
2024年 8月分
4,957円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
滋賀民報	10%	1	470

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津1丁目4-53
BHビル2B
TEL:077-564-1201

8%対象	4,155円(税抜)	消費税	332円
10%対象	427円(税抜)	消費税	43円

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日 8/26

[redacted]

別　紙

S06

田中　松太郎　様

しんぶん赤旗 領収書

2024 年 9 月分

4,957 円(税込)

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
滋賀民報	10%	1	470

8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	427 円(税抜)	消費税	43 円

領収年月日 9/24

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

[redacted]

S07

田中　松太郎　様

しんぶん赤旗 領収書

2024 年10 月分

4,957 円(税込)

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
滋賀民報	10%	1	470

8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	427 円(税抜)	消費税	43 円

領収年月日 10/24

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

[redacted]

S08

田中　松太郎　様

しんぶん赤旗 領収書

2024 年11 月分

4,957 円(税込)

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
滋賀民報	10%	1	470

8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	427 円(税抜)	消費税	43 円

領収年月日 11/25

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

[redacted]

別　紙

S09

田中　松太郎　様

しんぶん赤旗 領収書

2024 年 12 月分

4,957 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
滋賀民報	10%	1	470

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	427 円(税抜)	消費税	43 円

領収年月日 12/17

[redacted]

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

S10

田中　松太郎　様

しんぶん赤旗 領収書

2025 年 1 月分

4,957 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
滋賀民報	10%	1	470

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	427 円(税抜)	消費税	43 円

領収年月日 1/24

[redacted]

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

S11

田中　松太郎　様

しんぶん赤旗 領収書

2025 年 2 月分

4,957 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
滋賀民報	10%	1	470

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

8%対象	4,155 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	427 円(税抜)	消費税	43 円

領収年月日 2/25

[redacted]

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

別　紙

S12

田中　松太郎　様

しんぶん赤旗
領収書

2025 年 3 月分

4,957 円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
日刊「しんぶん赤旗」	8%	1	3,497
「しんぶん赤旗」日曜版	8%	1	990
滋賀民報	10%	1	470

(取扱先)
日本共産党湖南地区委員会
草津市東草津１丁目4-53
ＢＨビル２Ｂ
TEL:077-564-1201

8%対象	4,165 円(税抜)	消費税	332 円
10%対象	427 円(税抜)	消費税	43 円

領収年月日 3/26

[redacted]

日本共産党中央委員会　登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

（別紙）

支出内訳書

経　　費	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

整理番号	支出年月日	支出金額	摘要
H0	R6. 3. 29	55,000円	事務所賃借料(4月分)
H1	R6. 4. 30	55,000円	事務所賃借料(5月分)
H2	R6. 5. 31	55,000円	事務所賃借料(6月分)
H3	R6. 6. 28	55,000円	事務所賃借料(7月分)
H4	R6. 7. 31	55,000円	事務所賃借料(8月分)
H5	R6. 8. 30	55,000円	事務所賃借料(9月分)
H6	R6. 9. 30	55,000円	事務所賃借料(10月分)
H7	R6. 10. 31	55,000円	事務所賃借料(11月分)
H8	R6. 11. 29	55,000円	事務所賃借料(12月分)
H9	R6. 12. 30	55,000円	事務所賃借料(1月分)
H10	R7. 1. 31	55,000円	事務所賃借料(2月分)
H11	R7. 2. 28	55,000円	事務所賃借料(3月分)
計		660,000円	

(注) 1　支出内訳書は、経費の種類ごとに作成してください。
2　経費ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
3　整理番号の欄は、領収書等の添付様式(参考様式1)の整理番号と同じ番号として下さい。
4　証拠書類が「支払証明書」(参考様式2)の支出にあたっては、整理番号欄は「ー」としてください。
5　支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、政務活動費充当額を記入してください。

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・(事務所費)・事務費・人件費
整理番号	H0 H1 H2 H3 H4 H5 H6 H7 H8 H9 H10 H11

領収書その他の証拠書類の添付欄

領　収　証

H6

No.

田中松太郎　様

2024年3月29日

金額　¥110,000－

但し 令和6年4月分家賃として
上記の金額正に領収いたしました

内訳
税抜金額 ¥100,000
消費税額等（10%） ¥10,000

[redacted]

センチュリーホー[redacted]社
〒528-0035 滋賀県甲賀市[redacted]4
TEL 0748-63-7303(代) F[redacted]7
登録番号 T2160001005195

[redacted]

領　収　証

No.

H11 田中松太郎　様

2024年4月30日

金額　¥110,000－

但し 令和6年5月分賃料として
上記の金額正に領収いたしました

内訳
税抜金額 ¥100,000
消費税額等（10%） ¥10,000

[redacted]

センチュリーホー[redacted]
〒528-0035 滋賀県甲賀市[redacted]
TEL 0748-63-7303(代) F[redacted]
登録番号 T2160001005195

[redacted]

事業名、使途および内容等	
事務所賃借料（令和6年4月分～令和7年3月分）	
按分による支出の場合の記載事項	按分の率　50/100
政務活動費として支出する額	660,000円

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

別 紙

領 収 証

No.

H2 田中松太郎 様　　2024 年 5 月 31 日

金額 ¥110,000—

但し令和6年6月分賃料として
上記の金額正に領収いたしました

内 訳
[redacted]税抜金額 ¥100,000
消費税額等(10%) ¥10,000

センチュリーホ[redacted]社
〒528-0035 滋賀県甲賀[redacted]5-4
TEL 0748-63-7303(代)[redacted]97
登録番号 T216[redacted]

[redacted]

領 収 証

No.

H3 田中松太郎 様　　2024 年 6 月 28 日

金額 ¥110,000—

但し令和6年7月分賃料として
上記の金額正に領収いたしました

内 訳
[redacted]抜金額 ¥100,000
消費税額等(10%) ¥10,000

センチュリーホ[redacted]会社
〒528-0035 滋賀県甲賀[redacted]255-4
TEL 0748-63-7303(代)[redacted]4497
登録番号 T2160[redacted]

[redacted]

領 収 証

No.

H4 田中松太郎 様　　2024 年 7 月 31 日

金額 ¥110,000—

但し令和6年8月分賃料として
上記の金額正に領収いたしました

内 訳
[redacted]抜金額 ¥100,000
消費税額等(10%) ¥10,000

センチュリーホ[redacted]会社
〒528-0035 滋賀県甲[redacted]255-4
TEL 0748-63-7303(代)[redacted]-4497
登録番号 T2160001005195

[redacted]

別紙

領収証

No.

H5 田中松太郎 様

2024 年 8 月 31 日

金額 ¥110,000—

但し 令和6年9月分賃料として
上記の金額正に領収いたしました

内訳
抜金額 ¥100,000
消費税額等(10%) ¥10,000

[redacted]

センチュリーホー[redacted]社
〒528-0035 滋賀県甲賀[redacted]55-4
TEL.0748-63-7303(代) [redacted]4497
登録番号 T216[redacted]5

[redacted]

領収証

No.

H6 田中松太郎 様

2024 年 9 月 30 日

金額 ¥110,000—

但し 令和6年10月分賃料として
上記の金額正に領収いたしました

内訳
抜金額 ¥100,000
消費税額等(10%) ¥10,000

[redacted]

センチュリーホー[redacted]社
〒528-0035 滋賀県甲賀[redacted]55-4
TEL.0748-63-7303(代) [redacted]497

[redacted]

領収証

No.

H7 田中松太郎 様

2024 年 10 月 31 日

金額 ¥110,000—

但し 令和6年11月分賃料として
上記の金額正に領収いたしました

内訳
抜金額 ¥100,000
消費税額等(10%) ¥10,000

[redacted]

センチュリーホー[redacted]社
〒528-0035 滋賀県甲賀市[redacted]5-4
TEL.0748-63-7303(代) F[redacted]97
登録番号 T2160001005195

[redacted]

別紙

領収証

No.

H8 田中松太郎 様

2024年11月29日

金額 ¥110,000-

但し 令和6年12月分賃料として
上記の金額正に領収いたしました

内訳
税抜金額 ¥100,000
消費税額等(10%) ¥10,000

[redacted]

センチュリーホー[redacted]社
〒528-0035 滋賀県甲賀[redacted]5-4
TEL.0748-63-7303(代) [redacted]97

登録番号 T2160001005195

[redacted]

領収証

No.

H9 田中松太郎 様

2024年12月31日

金額 ¥110,000-

但し 令和7年1月分賃料として
上記の金額正に領収いたしました

内訳
税抜金額 ¥100,000
消費税額等(10%) ¥10,000

[redacted]

センチュリーホ[redacted]社
〒528-0035 滋賀県甲賀[redacted]5-4
TEL.0748-63-7303(代) [redacted]497

登録番号 T2160001005195

[redacted]

領収証

No.

H10 田中松太郎 様

2025年1月31日

金額 ¥110,000-

但し 令和7年2月分賃料として
上記の金額正に領収いたしました

内訳
税抜金額 ¥100,000
消費税額等(10%) ¥10,000

[redacted]

センチュリーホー[redacted]
〒528-0035 滋賀県甲賀市[redacted]
TEL.0748-63-7303(代) FA[redacted]

登録番号 T2160001005195

[redacted]

別紙

領収証

No.

[redacted] 田中松太郎 様

2025 年 2 月 28 日

金額 ¥110,000-

但し令和7年3月分賃料として

上記の金額正に領収いたしました

内訳

税抜金額	¥100,000
消費税額等(12%)	¥10,000

[redacted]

センチュリーホー[redacted]
〒528-0035 滋賀県甲賀市水[redacted]
TEL 0748-63-7303㈹ FA[redacted]
登録番号 T2160001005195

[redacted]

（別紙）

支出内訳書

経　　費	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費

整理番号	支出年月日	支出金額	摘要
K01	R6.4.30	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（4月分）
K02	R6.4.30	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（4月分）
K03	R6.5.31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（5月分）
K04	R6.5.31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（5月分）
K05	R6.6.28	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（6月分）
K06	R6.6.28	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（6月分）
K07	R6.7.31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（7月分）
K08	R6.7.31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（7月分）
K09	R6.8.30	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（8月分）
K10	R6.8.30	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（8月分）
K11	R6.9.30	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（9月分）
K12	R6.9.30	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（9月分）
K13	R6.10.31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（10月分）
K14	R6.10.31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（10月分）
K15	R6.11.29	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（11月分）
K16	R6.11.29	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（11月分）
K17	R6.12.27	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（12月分）
K18	R6.12.27	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（12月分）
K19	R7.1.31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（1月分）
K20	R7.1.31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（1月分）
K21	R7.2.28	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（2月分）
K22	R7.2.28	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（2月分）
K23	R7.3.31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（3月分）
K24	R7.3.31	25,000円	政務活動に係る事務職員給与（3月分）
計		600,000円	

（注）1　支出内訳書は、経費の種類ごとに作成してください。
2　経費ごとの合計額と収支報告書の当該使途項目の支出額と一致するようにして下さい。
3　整理番号の欄は、領収書等の添付様式（参考様式1）の整理番号と同じ番号として下さい。
4　証拠書類が「支払証明書」（参考様式2）の支出にあたっては、整理番号欄は「ー」としてください。
5　支出金額欄で、按分等により領収書等の額面の金額と政務活動費充当額が異なる場合は、政務活動費充当額を記入してください。

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	K01 K03 K05 K07 K09 K11 K13 K15 K17 K19 K21 K23
領収書その他の証拠書類の添付欄	

K01

給与明細書　2024 年 4 月分給与

所属コード	社員No.	氏名
	001	[redacted] 様

支給	基本給								支給額合計
	50,000								50,000
	交通費								

控除	健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費			控除合計額
									0

勤務	勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額	差引支給額
			普通	深夜	休日				回数	時間				50,000

摘要：

その他別紙の通り

事業名、使途および内容等	
政務活動に備る事務員給与（令和6年4月分～令和7年3月分）	
按分による支出の場合の記載事項	按分の率　50/100
政務活動費として支出する額	300,000 円

(注) 1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

別紙

K03

給与明細書　2024 年 5 月分給与

所属コード	社員No	氏名	
	001	[redacted]	様

支給	基本給							
	50,000							
	交通費							

支給額合計
50,000

控除	健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤怠	勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
			普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要：

K05

給与明細書　2024 年 6 月分給与

所属コード	社員No	氏名	
	001	[redacted]	様

支給	基本給							
	50,000							
	交通費							

支給額合計
50,000

控除	健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤怠	勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
			普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要：

別紙

K07

給与明細書 2024年 7月分給与

所属コード	社員No.	氏名
	001	[redacted] 様

支給	基本給							
	50,000							
	交通費							

支給額合計
50,000

控除	健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務	勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
			普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要:

K09

給与明細書 2024年 8月分給与

所属コード	社員No.	氏名
	001	[redacted] 様

支給	基本給							
	50,000							
	交通費							

支給額合計
50,000

控除	健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務	勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
			普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要:

別　紙

K11

給与明細書　2024 年 9 月分給与

所属コード	社員No.	氏名
	001	[redacted] 様

支給	基本給	通勤						
	50,000							
	交通費							

支給額合計
50,000

控除	健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

記事	勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
			普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要：

K13

給与明細書　2024 年 10 月分給与

所属コード	社員No.	氏名
	001	[redacted] 様

支給	基本給	通勤						
	50,000							
	交通費							

支給額合計
50,000

控除	健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

記事	勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
			普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要：

別 紙

K.16

給与明細書 2024 年 11 月分給与

所属コード	社員No.	氏名
	001	[redacted] 様

基本給							
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要:

K.17

給与明細書 2024 年 12 月分給与

所属コード	社員No.	氏名
	001	[redacted] 様

基本給							
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要:

別紙

K19

給与明細書　2025 年 1 月分給与

所属コード	社員コード	氏名
	001	[redacted] 様

基本給							
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要：

K21

給与明細書　2025 年 2 月分給与

所属コード	社員コード	氏名
	001	[redacted] 様

基本給							
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要：

別　紙

K23

給与明細書　2025 年 3 月分給与

所属	社員コード	氏名
	001	[redacted] 様

基本給							
50,000							
支通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要：

（参考様式１）

領収書等の添付様式

使途項目	調査研究費・研修費・広聴広報費・要請陳情等活動費・会議費・資料作成費・資料購入費・事務所費・事務費・人件費
整理番号	K02 K04 K06 K08 K10 K12 K14 K16 K18 K20 K22 K24
領収書その他の証拠書類の添付欄	

K02

給与明細書　2024 年 4 月分給与

所属	社員No.	氏名
	002	[redacted] 様

基本給							
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助金費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要：

その他別紙の通り

事業名、使途および内容等	
政務活動に備る事務員給与（令和6年4月分～令和7年3月分）	
按分による支出の場合の記載事項	按分の率　50/100
政務活動費として支出する額	300,000 円

（注）1　領収書等は、この様式に添付してください。
2　政務活動に伴う経費とそれ以外の活動に伴う経費との按分が必要な場合は、「按分による支出の場合の記載事項」の欄に、按分の率を記載してください。
3　添付した領収書等の金額のうち、政務活動費として支出する額を記載してください。

別　紙

K04

給与明細書　2024 年 5 月分給与

所属コード	社員No	氏名
	002	[redacted] 様

基本給							
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要：

K06

給与明細書　2024 年 6 月分給与

所属コード	社員No	氏名
	002	[redacted] 様

基本給							
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要：

別　紙

K08

給与明細書　2024 年 7 月分給与

所属コード	社員No.	氏名
	002	[redacted] 様

基本給							
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助金費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要：

K10

給与明細書　2024 年 8 月分給与

所属コード	社員No.	氏名
	002	[redacted] 様

基本給							
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助金費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要：

別　紙

K12

給与明細書　2024 年 9 月分給与

所属コード	社員No.	氏　名
	002	[redacted] 様

基本給							
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要:

K14

給与明細書　2024 年 10 月分給与

所属コード	社員No.	氏　名
	002	[redacted] 様

基本給							
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要:

別　紙

K16

給与明細書　2024 年 11 月分給与

所属コード	社員No.	氏名
	002	[redacted] 様

支給額	基本給							
	50,000							
	交通費							

支給額合計
50,000

控除額	健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤怠記事	勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
			普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要：

K18

給与明細書　2024 年 12 月分給与

所属コード	社員No.	氏名
	002	[redacted] 様

支給額	基本給							
	50,000							
	交通費							

支給額合計
50,000

控除額	健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤怠記事	勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
			普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要：

別　紙

K20

給与明細書　2025 年 1 月分給与

所属コード	社員No.	氏　名
	002	[redacted] 様

支給	基本給							
	50,000							
	交通費							

支給額合計
50,000

控除	健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤怠	勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
			普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要:

K22

給与明細書　2025 年 2 月分給与

所属コード	社員No.	氏　名
	002	[redacted] 様

支給	基本給							
	50,000							
	交通費							

支給額合計
50,000

控除	健康保険	厚生年金	源泉所得税	住民税	雇用保険	互助会費		

控除合計額
0

勤怠	勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
			普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要:

別　紙

K-24

給与明細書　2025 年 3 月分給与

所属コード	社員コード	氏名
	002	[redacted] 様

基本給							
50,000							
交通費							

支給額合計
50,000

健康保険	厚生年金	雇用保険	所得税	住民税	雇用保険	互助会費	

控除合計額
0

勤務日数	勤務時間数	時間外勤務時間			有給日数	公休日数	欠勤日数	私用外出				銀行振込額
		普通	深夜	休日				回数	時間			

差引支給額
50,000

摘要：